

いなべ市宇賀溪キャンプ場ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

いなべ市では、宇賀溪キャンプ場（以下「キャンプ場」という）の安定的な運営・管理のための財源確保を図るため、当該キャンプ場に愛称を付与する権利(以下「ネーミングライツ」という。)を取得する企業等を募集します。

2 得られる権利

選定された企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、キャンプ場の愛称に企業名・商品名等を付し命名することができます。

なお、この権利を第三者に譲渡することは原則できません。

3 対象施設

いなべ市宇賀溪キャンプ場（三重県いなべ市大安町石樽南2999番地5）

4 募集の概要

(1) 応募資格

自らがネーミングライツパートナーとなることを希望する企業等又はその企業等を代理する広告代理店事業者の方々にご応募いただけます。

キャンプ場のネーミングライツパートナーとしてふさわしい者で、次の①から⑦に該当しない企業等が対象です。

なお、いなべ市は、応募のあった企業等が暴力団等であるか否かについて、三重県警察本部に意見を聴くことがあります。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- ② 貸金業法(昭和58年法律第32号)で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- ③ いなべ市暴力団排除条例(平成23年いなべ市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又はいなべ市の締結する契約等から暴力団等排除措置要綱(平成28年いなべ市告示第119号)別表第2の4規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- ⑤ ネーミングライツの募集を開始する日から6ヶ月前の日までに指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者
- ⑥ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑦ その他、公序良俗に反する行為を行う等ネーミングライツパートナーに適當でない
と県が認める者

(2) ネーミングライツ料

ネーミングライツ料を年額(1万円単位)で提示してください。キャンプ場の最低価格は1,200,000円のとおりです。

※1 契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間に相応する応募金額を月割計算で算出し、ネーミングライツ料とします。

※2 会計年度ごとのいなべ市が指定する日までに、当該年度分の料金の全額をお支払いいただきます。

※3 徴収したネーミングライツ料は還付しません。ただし、特別の事由があるといなべ市が認めるときは、その全部又は一部を還付することができるものとします。

(3) 契約期間

令和4年4月1日(予定)から3年以上とし、これに1年単位で期間を加えることができるものとします。

なお、ネーミングライツパートナーに選定後は、契約期間前であっても、事前準備として看板の制作や広告等を行うことができます。

また、契約期間の始期が会計年度の途中からとなる場合、契約期間の満了日は、原則、始期から起算して3年を超える年度末までとします。

※ 原則として更新に係る優先交渉権を付与します。

(契約期間満了に当たり、優先交渉権を付与したネーミングライツパートナーに契約更新の意向を確認します。)

(4) 愛称について

希望する愛称を提示して下さい。また、愛称の命名理由等を簡潔にご説明ください。ただし、キャンプ場にふさわしい愛称であり、次の①から⑫に該当しないものとします。

また、原則として、契約期間中の愛称の変更はできません。

- ① 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- ② 社会問題についての主義・主張に関するもの
- ③ 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- ④ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ⑤ 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- ⑦ 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑧ 法令、規則等に反するもの
- ⑨ 求人広告に関するもの
- ⑩ 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
- ⑪ 貸金業に関するもの
- ⑫ その他、当該施設の愛称として適当でないと県が認めるもの

(5) 愛称表示について

①使用期間

愛称の使用期間は、契約期間の始期から満了日までとします。

②既設案内板等の付替や修正に要する経費

既設の案内板等の付替や修正（以下「表示変更」といいます。）に要する費用は、ネーミングライツ料とは別途、ネーミングライツパートナーにご負担いただきます。

③工事等の実施

表示変更のための工事は、ネーミングライツパートナーによる施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）等は、いなべ市と協議のうえ決定します。

※1 屋外看板、道路標識等の表示変更は、いなべ市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示について行うこととします。

※2 愛称使用の開始日において、表示変更が完了していない場合においても、使用期間及びネーミングライツ料の変更はありません。

※3 パンフレット等の印刷物の表示更新はいなべ市又は指定管理者が実施します。ただし、変更は新規作成分からとさせていただきます。

※4 ホームページの表示更新はいなべ市又は指定管理者が実施しますが、外部委託が必要な場合など内容によっては費用負担を求める場合があります。

④ 原状回復

契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツパートナーの負担となります。

また、原状回復のための工事は、ネーミングライツスポンサーによる施工を基本とします。ただし、施工範囲、実施時期及び内容（デザインや大きさ等）は、いなべ市と協議のうえ決定します。

5 申込方法（郵送又は持参による）

（1）募集期間

令和3年10月1日から令和4年1月31日まで

ただし、申請書類を受理した場合は、当該月末の時点で、募集を締め切り、選定手続きを行います。

（2）提出先

いなべ市農林商工部商工観光課

（3）申請書類

①ネーミングライツ取得申込書（様式1）

②企業等の概要（様式2）

③役員一覧表（様式3）

④決算報告書（直近3年分）

⑤登記事項証明書（登記簿謄本）

⑥印鑑証明書

⑦納税証明書（直近1年分：課税されている国税及び地方税について、管轄税務署、都道府県及び市町村が発行する滞納がないことの証明書）

⑧ 誓約書（様式４）

⑨ 地域貢献に対する支援実績及び今後の計画に関する資料(任意様式)

（３）申請部数

２部（正本１部、副本１部）ご提出ください。

※１ 軽微な修正を除き、提出された書類の内容は変更できません。

ただし、審査の結果などに基づく、協議による修正を妨げるものではありません。

また、提出された申請書類は返却いたしません。

※２ 申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合には、失格となります。

６ 選定方法等

（１）選定方法

申請書類等の内容を確認させていただいた後、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出を求めます。

その上で、応募者及び応募された愛称、金額等の提案内容をもとに、いなべ市が設置する「いなべ市宇賀溪キャンプ場ネーミングライツパートナー選考委員会（以下「選考委員会」という。）」の意見を聴いて、総合的に判断し、いなべ市が決定します。

ただし、指定管理事業者が応募したときは、優先して選考委員会の意見を聞いて、総合的に判断し、いなべ市が決定する。

なお、選考委員会において提案内容に意見が付された場合は、当該意見に従い提案内容を変更することを条件として、決定を行う場合があります。

（２）選定結果の通知

決定後、応募者に文書で通知するとともに、決定したネーミングライツパートナーをいなべ市ホームページ等で公表します。

（３）契約の締結

決定したネーミングライツパートナーは、キャンプ場への愛称付与に関する契約を市と締結することとします。

(4) 留意事項

ネーミングライツパートナー選定後において、応募資格を欠くこととなった場合、又は社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、いなべ市はネーミングライツパートナーの決定の取消しができることとします。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

なお、応募を途中で辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

7 問い合わせ先

〒511-0428

三重県いなべ市北勢町阿下喜31番地

三重県いなべ市農林商工部商工観光課

電話：0594-86-7833 FAX：0594-86-7869

E-mail：shoukou@city.inabe.mie.jp